

## 研修認証基準における機構の定める研修について

認定介護福祉士研修認証基準第2条（3）受講要件における機構の定める研修については、次のとおりとする。

1. 機構の定める研修とは、「小規模チームのリーダー養成を目的とした介護福祉士ファーストステップ研修ガイドライン ～研修の企画、展開の指針（平成21年3月 全国社会福祉協議会）」の内容を満たす介護福祉士ファーストステップ研修及び、認知症介護研究・研修センターの実施する認知症介護指導者養成研修及び、群馬県の実施するぐんま認定介護福祉士養成研修とする。
2. 認定介護福祉士養成研修を受講する者であり、研修実施団体の課すレポート課題又は受講試験を免除しようとする者は、「認定介護福祉士概論」科目を受講する研修実施団体に対し、1に定める研修の修了証明書の写しを提出するものとする。
3. 「認定介護福祉士概論」科目を開講する研修実施団体は、受講者より1に定める研修の修了証明書の写しが提出され、その内容を確認した場合には、受講要件であるレポート課題又は受講試験を免除しなければならない。

### 【参考】認定介護福祉士研修認証基準第2条（3）受講要件

(1)次のアからウのいずれをも満たしていること。

ア 介護福祉士資格取得後の実務経験5年以上（実務経験の考え方は介護福祉士国家試験の受験資格に準ずる）

イ 介護職員を対象とした現任研修の受講歴として、100時間以上の履歴を有していること。

ウ 研修実施団体の課すレポート課題又は受講試験において一定水準の成績を修めていること。ただし、機構の定める研修を修了している場合は免除する。

なお、レポート課題又は受講試験の実施は、「認定介護福祉士概論」を実施する研修団体において行うこと。